

子ども・子育て支援法に基づく
基本指針（案）概要について

平成25年10月9日
大分市子育て支援課

1. 基本指針

(1) 概要

基本指針とは

- ◎国は、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するために基本指針を策定（子ども・子育て支援法第60条）
- ◎子ども・子育て支援の意義、制度に関する基本的事項、地方自治体の事業計画の作成に関する事項、関連施策との連携等を定めたもの
- ◎基本指針を定め、または変更しようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聴くこととされている

(2) 体系

基本指針

第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項

第二 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

第四 児童福祉法その他関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

第五 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備等に関する施策との連携に関する事項

第六 その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

(3) 内容

第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

第二 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

一 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方

○子ども・子育て支援は、子ども・子育ての意義を踏まえて実施

○市町村は子ども・子育て支援制度の実施主体

・地域住民の子ども・子育て支援の利用状況＋利用希望を把握

・「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作成し、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施

○都道府県は広域性と専門性を有する立場から、実施主体たる市町村を支援

○国は、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、必要な支援を実施

○子ども・子育て支援新制度は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供が主眼

二 子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携及び協働

○質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供のため、関係者は連携・協働の体制を整備

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

- 1 教育・保育提供区域の設定に関する事項
- 2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
- 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

- 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項
- 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

第四 児童福祉法その他関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

- 市町村は、要保護児童や障害児等を含めた地域の子ども・子育て家庭全体を対象として子ども・子育て支援の基盤整備を行う
- 都道府県は、児童相談所の設置、都道府県が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画に基づく施策、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター等の設置認可など、子どもに関する専門的な知識及び技術を必要とする施策を推進

第五 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備等に関する施策との連携に関する事項

- 子ども・子育て支援施策の充実と「働き方の改革」による仕事と生活の調和の双方を早期に実現することが必要
- 国は、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を踏まえ、以下の施策を推進
 - ・男女双方について、子育て期間中を含めた働き方の見直し
 - ・仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の社会的評価の推進
 - ・様々な機会を活用した国民への周知、子育てに関する理解の促進 等

第六 その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

- 市町村及び都道府県は、子ども・子育て支援事業計画等への子育て当事者等の意見の反映をはじめ、子ども・子育て支援施策を地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを担保するとともに、計画を定期的に点検・評価し、必要に応じて改善を促すため、地方版子ども・子育て会議を置くことに努める
- 地方版子ども・子育て会議では、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況や費用の使途実績等について点検・評価し、必要に応じて改善を促す

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画

(1) 概要

市町村子ども・子育て支援事業計画とは

- ◎子ども・子育て家庭の状況及び需要を踏まえた、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画
→制度の実施主体として、全市町村で作成
- ◎計画を定める際は、子どもと保護者の置かれている環境や意向等を勘案するよう努める
→ニーズ調査の実施
- ◎計画を定め、又は変更するときは、あらかじめ審議会その他合議制の機関を設置している場合は、その意見を聴かなければならない
→本市では大分市子ども・子育て会議で意見を聴取

子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用せず、
家庭で子育てを行う家庭

満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用する家庭

満3歳未満の子どもを持つ、
保育を利用する家庭

満3歳未満の子どもを持つ、
保育を利用せず、
家庭で子育てを行う家庭

ニーズ調査による需要の調査・把握（現在の利用状況＋利用希望）

市町村子ども・子育て支援事業計画（5か年計画）

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、
「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）、「確保方策」（確保の内容＋実施時期）を記載

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

施設型給付
（認定こども園、幼稚園、保育所）

地域型保育給付
（小規模保育、家庭的保育、居宅
訪問型保育、事業所内保育）

地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 一時預かり
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業等

- ・ 延長保育事業
- ・ 病児・病後児保育事業

- ・ 放課後児童健全育成事業
（児童育成クラブ）

(2) 市町村子ども・子育て支援事業計画記載事項

①必須記載事項

ア. 区域の設定

イ. 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

ウ. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

エ. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

②任意記載事項

オ. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

カ. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

キ. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

③事業計画の記載事項イメージ

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

〈量の見込み〉

- 教育のみ（3～5歳）〈1号認定〉
- 保育の必要性あり（3～5歳）〈2号認定〉
- 保育の必要性あり（0～2歳）〈3号認定〉

※認定区分ごとに需要を把握

〈確保の内容・実施時期〉

- 施設（認定こども園、幼稚園）で確保
- 施設（認定こども園、保育所）で確保
- 施設（認定こども園、保育所）、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）で確保

不足

○地域子ども・子育て支援事業

○ 13事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業 等

量の見込み

確保の内容
実施時期

不足

不足がある場合は整備が必要

3. 基本指針(案)における事業計画の作成に関する事項

(1) 基本的記載事項（必須記載事項）

基本的記載事項	主な記載内容
教育・保育提供区域の設定に関する事項	○市町村は、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて区域（「教育・保育提供区域」）を設定
各年度における教育・保育の量の見込み	○市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定める ・当該市町村に居住する子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育所、保育ママ、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて設定 ・次の認定の区分ごとに設定 (1) 幼児期の学校教育のみ（3－5歳） (2) 保育の必要性あり（3－5歳） (3) 保育の必要性あり（0－2歳） ※（3）に関しては、0歳、1－2歳の年齢区分ごとに設定 ○待機児童の中心である0－2歳の子どもの保育利用率について、国が目標値設定の考え方を提示し、各市町村が計画期間内における目標値を設定 ○量の見込みの設定に関して社会的流出入の動向等を勘案することも可

基本的記載事項	主な記載内容
実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期」を設定 <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育施設、地域型保育事業の別に設定 ・「当該市町村に居住する子ども」の利用に関して設定 ○市町村は、計画期間について、「量の見込み」に対応するよう「確保の内容」を定め、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備
地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定める <ul style="list-style-type: none"> ・当該市町村に居住する子どもの地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の「現在の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて設定 ○放課後児童健全育成事業は、学年が上がるほど利用が減少傾向にある ○量の見込みの設定に関して社会的流出入の動向等を勘案することも可
実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村は、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定 ○放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、児童館や放課後子ども教室等との連携に努める ○妊娠期からの切れ目のない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携の確保が必要

基本的記載事項	主な記載内容
<p>子ども・子育て支援に係る教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援、その他地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る考え方 ○質の高い教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策 ○幼児期の教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続(保幼小連携)の取組の推進

(2) 任意記載事項

任意記載事項	主な記載内容
産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項	<p>○市町村は、保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備</p> <p>○0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時(原則1歳到達時)からの利用を希望する保護者が、1歳から質の高い保育を利用できるように環境を整えることが重要である旨を記載</p>
子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項	<p>○都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待防止対策の充実 ・ 母子・父子家庭の自立支援の推進 ・ 障害児施策の充実等
労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	<p>○市町村は、都道府県、地域の企業、労働者団体、都道府県労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し ・ 仕事と子育ての両立のための基盤整備

(3) 指定都市等（政令市、中核市等）に関する基本的記載事項

基本的記載事項	主な記載内容
<p>実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 （都道府県の認可及び認定に係る需給調整の考え方）</p>	<p>■ 都道府県の認可・認定に係る需給調整の基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県は、認可・認定の申請をした認定こども園・保育所が適格性、認可基準を満たす場合は、認可・認定するものとする ○ ただし、以下に該当する場合には、需給調整（認定こども園法第17条第6項、児童福祉法第35条第8項） <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定区分（3-5歳・学校教育のみ、3-5歳・保育の必要性あり、0-2歳・保育の必要性あり）ごとに指定都市等が設定する区域における教育・保育施設の利用定員の総数が、事業計画で定める必要利用定員総数に既に達しているか、又は認可・認定によってこれを超えることになると認めるとき <ul style="list-style-type: none"> 需要（量の見込み）＞供給（利用定員の総数（※）） →原則認可 需要（量の見込み）＜供給（利用定員の総数（※）） →需給調整 <p>（※）確認を受けない幼稚園の定員を含む</p> <p>■ 子ども・子育て支援事業計画において実施しようとするものとして定められた教育・保育の提供体制の確保の内容に含まれない教育・保育施設の認可及び認定の申請に係る需給調整</p> <p>■ 幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整</p> <p>■ 教育・保育施設に該当しない幼稚園が存在する場合に係る需給調整</p>